

札幌市環境影響評価条例の一部を改正する条例案

平成28年(2016年)5月19日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市環境影響評価条例の一部を改正する条例

札幌市環境影響評価条例（平成11年条例第47号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第2条第2項中「第53条第3項」を「第53条第2項」に改める。
- (2) 第53条第1項を削り、同条第2項中「第52条」を「前条」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の札幌市環境影響評価条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に準備書の公告をする事業について適用し、施行日の前日までに準備書の公告をした事業については、なお従前の例による。

3 札幌市環境影響評価条例第5条第2項において準用する同条例第4条第2項から第4項までの規定による技術指針の変更（放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）及び土壤の汚染に係るものに限る。）は、この条例の施行前においても行うことができる。

(理 由)

環境影響評価法及び北海道環境影響評価条例において放射性物質適用除外規

定を削除する改正が行われたことを踏まえ、同様の規定削除を行うほか所要の規定整備を行うため、本案を提出する。